

悪質リフォーム業者等建設業の無許可業者に関する調査について（概要）

1. 調査概要

7月19日付けで、各都道府県に対し、無許可業者に対する監督処分事例の有無等についての調査を実施し、8月3日、全都道府県より回答を得た。

【調査項目】

無許可業者に関する情報の収集方法、情報を得た場合の対応方法等
無許可業者に対する監督処分基準等の有無
無許可業者に対する監督処分（指導、助言等を含む）の実績
無許可業者に対して監督処分等を実施する際の障害等
建設工事紛争審査会における無許可業者との請負契約に係る紛争処理実績 等

2. 調査結果

無許可業者に関する情報の収集方法、情報を得た場合の対応方法について

利害関係者からの通報、他部局からの連絡等により情報を収集している。ただし、他部局との情報収集に関する取り決めを作成している県はない。

これらの情報を得た場合は、事実関係の調査を行い、必要な場合は指導を行っているとする県が多い。

【情報の収集方法について（複数回答）】

利害関係者からの通報 40 県
住宅行政部局、消費生活部局等内部部局からの連絡 23 県
国民生活センター等外部機関からの連絡 9 県
その他・・・新聞報道、許可業者に対する立入調査 等

【他部局からの情報収集のための規則・取り決めの有無】

なし 47県

【無許可業者の情報を得た場合の対応方法（主なもの）】

実態調査を行った上で内容に応じ指導・監督処分を行う

請負契約の紛争に関することについては建設工事紛争審査会を紹介

不法な契約に関することについては消費生活総合センター等を紹介

通常は民事不介入の原則から特段の対応は行っていない

無許可業者に関する監督処分基準等の有無について

無許可業者にも適用される監督処分基準があるのは2県のみ。

無許可業者に対する行政指導・監督処分の実績について（平成12年度～平成16年度）

行政指導（指導、助言、勧告）については10県において計21件、監督処分については4県において計5件われている。告発を行った実績はない。

なお、行政指導、監督処分を行った理由としては、「無許可で軽微ではない工事を請け負ったこと」であるものが殆どであり、「悪質なリフォーム工事を行ったこと」を理由として行政指導、監督処分を行った実績はない。

【行政指導・監督処分を行った事例】

建設業の許可を受けていないのにも関わらず、軽微な建設工事に該当しない建設工事を請け負っていたことが確認されたため、行政指導を行った。（10件）

建設業の許可を受けていないのにも関わらず、許可を受けた建設業者であると誤認されるおそれのある表示を行っていることが確認されたため、行政指導を行った。(7件)

建設業の許可の更新を行っていないのにも関わらず、軽微な工事に該当しない建設工事を請け負っていたことが確認されたため、監督処分を行った。(2件)

建設業の許可を受けていないのにも関わらず、軽微な建設工事に該当しない建設工事の請負契約を2件に分割して請け負っていたことが確認されたため、監督処分を行った。(1件)

無許可業者に対して監督処分等を実施する際の障害について(主なもの)

- 無許可業者の監督処分に係る基準、マニュアル等が整備されていないこと
- 無許可業者に関する情報の入手方法が確立していないこと
- 無許可業者に対する監督処分の実績が少ないこと 等

建設工事紛争審査会における無許可業者との請負契約に係る紛争処理実績(平成12年度～平成16年度)

17県において計106件の実績がある。全体に占める割合については紛争処理件数自体が少ないこともあり、数%～100%とバラつき。

以上